

# TOPICS

## 平成 21 年度の中小企業・地域商業に関する税制改正

日本経済が景気後退色を強める中、特に中小企業は、収益や採算の悪化、資金繰り悪化、小規模倒産の増加など、極めて厳しい状況にある。今後、早期に景気を回復軌道に乗せるためには、果敢に挑戦する中小企業の競争力強化や生産性向上への支援、また、中心市街地活性化や地域産業振興など地域経済の活性化への支援が不可欠といえる。

そのため、平成 21 年度税制改正における中小企業・地域商業に関する税制改正は、事業承継税制、中小企業生活対策、地域コミュニティを担う商店街活性化支援税制、新たな事業活動展開の支援などにポイントを置いたものとなっている。

### 1. 中小企業関係税制改正の全体概要

中小企業関係の税制の概要として、中小企業庁の発表したフレームワークは次のようにになっている。

#### 1. 事業承継税制の全体像

#### 2. 中小企業対策税制【生活対策】

- (1)中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ
- (2)中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活

#### 3. 地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充

#### 4. 中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等

- (1)中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置
- (2)中小企業の新たな事業活動を促進させる税制措置の延長

- (3)中小企業に対する人材投資促進税制の延長

#### 5. エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の拡充

#### 6. 地域や中小企業に配慮した企業再生税制の拡充等

#### 7. その他の改正項目

### 2. 中小企業関係税制改正の主要ポイント

今回の税制改正で、特に中小企業全般、地域商業全般に関連の深い項目をまとめると次のようになる。

#### 〔1〕事業承継税制の完成

前年度（平成 20 年度）の税制改正で、非上場

株式等に係る相続税の軽減措置について、それまでの 10% 減額から 80% 納税猶予に拡充されたが、平成 21 年度税制改正においては、「猶予税額が免除される一定の場合」について具体的に示された。

また、生前贈与による株式の承継についても税負担を軽減し、事業承継の一層の円滑化を図る。

#### (1)「相続人の死亡以外で猶予税額が免除される一定の場合」を具体的に提示

- ①会社が破産又は特別清算した場合
- ②納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業継続のため当該株式を譲渡した場合
- ③次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業の継続を図る場合

#### (2)親族に対する贈与税の納税猶予制度創設

（平成 21 年 4 月 1 日以後の贈与から適用）

後継者（=受贈者。先代経営者の親族。）が、一括で自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予する（贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の 2/3 に達するまでの部分）。

※なお、基本的に、適用要件は相続税の納税猶予制度におけるものと同様である。【平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与から適用】

#### (3)「自社株式に係る相続税の納税猶予制度」と「小規模宅地特例」併用の範囲を拡大し、完全併用を認める

現在も「自社株式に係る相続税の10%減額特例」と「小規模宅地特例（事業用宅地の場合、400m<sup>2</sup>までにつき80%減額）」との部分併用は可能だが、今回、完全併用となる。

## 〔2〕中小企業対策税制【生活対策】

(1)中小法人等の所得のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる（2年間）

中小法人等の軽減税率引き下げの概要			
対象	現行制度の税率		引き下げ後税率
大企業 資本金1億円超	所得区分無し	30%	30%
中小企業 資本金1億円以下	(*)年所得800万円超の部分	30%	30%
	(**)年所得800万円以下の部分	22%	18%
商工会（会議所）、 中小企業等協同組合、 商店街振興組合など	所得区分無し	22%	22% (*)の部分 18% (**)の部分

(2)中小法人等の平成21年2月以後に終了する各事業年度の欠損金につき、繰戻し還付を復活

- ①前年度は黒字だったが経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができる。
- ②対象年度は平成21年2月1日以後に終了する各事業年度。

(3)地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充

空き店舗対策をはじめとする商店街活性化を目的とする新法「商店街の活性化に関する法律（仮称）」の制定に伴い、これを税制面で支援するもの。

新法に定める計画に基づいて事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して譲渡所得特別控除の適用を認め、空き店舗に係る土地の譲渡を促す。

当該土地には、共同店舗を設置して魅力的な個店を誘致するなど、商店街の活性化の取組を促進する。

## 〔3〕中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等

### (1)中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置

産業活力再生特別措置法の改正により新たに「中小企業承継事業再生計画（仮称）」を創設し、「第二会社方式」\*によって事業の再生・継続を図ろうとする中小企業の計画を主務大臣が認定。認定を受けた計画に基づいて実施される事業譲渡や会社分割について、登録免許税及び不動産取得税を軽減する。

\*「第二会社方式」：経営困難に陥っている会社から事業譲渡や会社分割によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法。

### (2)経営革新・農商工等連携等、中小企業の新たな事業活動を促進させる税制措置の延長

下記の法律に基づく計画の承認又は認定を受けた中小企業者等が取得する機械・装置について、特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%）が認められている制度の適用期限を2年間延長する。

\*経営革新計画（根拠法：中小企業新事業活動促進法）

\*地域産業資源活用事業計画

（根拠法：中小企業地域資源活用促進法）

\*農商工等連携事業計画（根拠法：農商工等連携促進法）

### (3)中小企業に対する人材投資促進税制の延長

教育訓練費の増減に関わらず、その事業年度（単年度）の労務費に占める教育訓練費の割合が一定水準（0.15%）以上の場合には、当該教育訓練費の総額の8~12%に相当する額を税額控除することができる制度を2年間延長する。

## 〔4〕エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）の拡充

多くの中小企業が活用している、現行のエネ革税制の対象設備のすべてについて、即時償却を認める。

現行の特別償却（30%）を、初年度即時償却（取得価額の全額（100%））ができることとし（2年間）、期限も2年間延長する（平成23年3月31日まで）。

詳細については中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/>）や、税・会計専門家においてご確認下さい。